

2020年1月28日

順天堂大学に対する2016（平成28）年度大学評価結果（判定）の変更について

公益財団法人 大学基準協会  
会長 永田 恭介

わが国の大学は、個性豊かに発展していくために、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを明確にし、このポリシーに則して大学教育を組織的に展開し実質化させていくことが求められています。特に、社会と大学の接点である大学入試については、公正性、公平性を確保して実施されるべきものであり、大学は、こうした大学入試がアドミッション・ポリシーに基づいて、適切に実施されているかを定期的に検証し、その検証結果を公表することを通じて、社会に対する説明責任を果たしていくことも求められています。しかしながら、昨年度に医学部入試の公正性に問題がある大学が明るみになり、これを機に、文部科学省が改めて全国の医学部医学科に対して調査した結果、貴大学において不適切な入学者選抜を行っていたことが指摘されました。

大学基準協会は、大学の質的向上と社会に対する質保証を目的とする評価機関としての責務を果たすために、10の大学基準のうち、問題に係る「基準5：学生の受け入れ」「基準9：管理運営」「基準10：内部質保証」の3つについて調査を行い、改めて貴大学の大学評価結果の妥当性を判断することにしました。

この度の調査では、大学評価委員会の下に調査分科会を設置し、貴大学から提出された問題の状況に係る報告書及び各種資料をもとに書面調査を行ったうえで、昨年7月に貴大学関係者に対するヒアリングを行いました。

調査の結果、貴大学については、①「学生の受け入れ」について、学生の受け入れ方針に沿った公正かつ適切な学生の受け入れが実施されているとはいえないこと、②「管理運営」について、学生の受け入れに係るガバナンスが十分に機能しておらず、適切な管理運営が行われているとは判断できないこと、また③「内部質保証」について、自己点検・評価が適切に実施されていないこと等から、自らの活動を点検・評価し、改善・改革を行うことのできる組織となっていないことが明らかとなりました。

大学基準協会の理事会（2019年9月27日開催）は、こうした状況は大学基準に抵触すると判断し、貴大学の前回の大学評価結果における「適合」判定を取り消し、「不適合」へと判定を変更いたしました。

入学者選抜の仕組みについては、貴大学ではすでに改善に取り組むことを表明していますが、今回の結果を踏まえ、学生の受け入れに対する認識を改め、公正かつ適切な入学者選抜を実施するとともに、ガバナンスや内部質保証のあり方についても検討することが強く期待されます。

2019（令和元）年8月30日

公益財団法人 大学基準協会  
会長 永田 恭介 殿

公益財団法人 大学基準協会  
大学評価委員会  
委員長 木村 彰 方

順天堂大学医学部医学科の入学者選抜に係る調査結果について

理事会から諮問があった順天堂大学医学部医学科の入学者選抜に係る調査結果について、  
別添資料のとおり報告いたします。

以 上



## 順天堂大学医学部医学科に対する調査結果

公益財団法人 大学基準協会  
大学評価委員会  
委員長 木村 彰 方

### I 調査結果

順天堂大学に関して、前回大学評価を実施した2016（平成28）年度から2018（平成30）年度までの医学部医学科の入学者選抜に係る「学生の受け入れ」「管理運営」及び「内部質保証」の各項目について調査した結果、以下に述べるとおり、問題があったと判断する。

### II 調査に関する概要

本調査は、2018（平成30）年12月14日に文部科学省が公表した「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ」において、順天堂大学医学部医学科の入学者選抜に係る問題が指摘されたことを受け、2016（平成28）年度に実施した順天堂大学に対する大学評価（認証評価）結果の妥当性を調査するために実施したものである。

調査に当たっては、大学評価委員会のもとに調査分科会を設置し、本協会の大学基準のうち、今回の問題に関わる医学部医学科の「学生の受け入れ」「管理運営」及び「内部質保証」の各基準項目を対象として調査を行った。また、大学評価の実施年度を踏まえ、調査の対象時期は、前回大学評価を実施した2016（平成28）年度から2019（令和元）年7月までとした。そのうえで、大学に対して上記の基準項目ごとに今回の問題についての報告書の作成、根拠資料及び第三者委員会等による報告書の提出を求めた。調査分科会は、これらの資料（以下参照）や文部科学省が公表した調査結果を参照しつつ、大学の関係者に対するヒアリング（7月20日）を実施し、それらの結果を踏まえて調査結果をとりまとめた。

<調査に当たって参照した資料>

- ①医学部の入学者選抜に係る報告書
  - ②学校法人順天堂第三者委員会による緊急第一次報告書（平成30年12月3日）※大学ホームページにて公表
  - ③2016（平成28）年度大学評価を申請した際に提出された『点検・評価報告書』
  - ④調査分科会からの質問に対する回答及びその根拠資料、ヒアリング当日の質疑応答
- ※根拠資料等の詳細は末尾の「本調査にあたって参照した資料一覧」を参照

### III 調査対象項目の概評

## 1 学生の受け入れ

「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ」において、順天堂大学医学部医学科の入学者選抜について、次のような問題が指摘された。すなわち、一般入学試験A方式の一次試験において、学力試験の順位が一定順位以下の受験者については、浪人年数によって男性の受験者に比べて女性の受験者が不利益に取り扱われる合否判定基準が適用されていたこと、現役生に比べて浪人年数が多くなるほど受験者が不利益に取り扱われる合否判定基準が適用されていたこと、また、一般入学試験A方式、同試験B方式、センター・一般独自併用入学試験及びセンター利用入学試験において、各二次試験の小論文試験・面接試験等の合計評価点については、女性の受験者の合否判定基準が男性の受験者より高く設定されていたことである。

一次試験における不適切な事案が指摘された一般入学試験A方式では、一次試験として学力試験（マークシート方式と記述式）を、二次試験として小論文及び面接を課しており、それぞれの総合得点から合格者選抜を行っていた（「緊急第一次報告書」7頁）。同試験の一次試験の合否判定において、一定順位以下の受験者に対して、男性の受験者に比べて女性の受験者が不利益に取り扱われ、かつ、浪人年数によって不利益に取り扱われる合否判定基準が適用されていた。すなわち、高等学校卒業後の年数によって「現役」「1浪」「2浪」「3浪」等に区分したうえで、一次試験の学力試験の成績順位が1～200位の受験者は特別な理由が無い限りは合格とし、201～300位においては男性であれば3浪かつ調査書に記載された学習成績概評がC以下の受験者は不合格、女性であれば2浪かつ学習成績概評がC以下の受験者は不合格、301位以下の順位の受験者についても同様に浪人年数及び男女で取り扱いが異なる合否判定基準を適用し、合否判定を行っていた（「緊急第一次報告書」16～17頁）。

また、二次試験における不適切な事案が指摘された、入学試験のうち、一般入学試験B方式では、一次試験に学力試験（マークシート方式と記述式）、二次試験に小論文、英作文及び面接を課し、センター・一般独自併用入学試験では、一次試験にセンター試験と学力試験（マークシート方式と記述式）、二次試験に小論文、英作文及び面接を課し、センター利用入学試験では一次試験にセンター試験、二次試験に小論文、英作文及び面接を課しており、それぞれの総合得点に基づき合格者を選抜している（「緊急第一次報告書」7頁）。これらの試験及び前述の一般入学試験A方式の二次試験においては、各二次試験の小論文試験・面接試験等の合計評定点について、女性の受験者の合否判定基準が男性の受験者より高く設定されていた。具体的には、A方式の二次試験で、一次試験の偏差値の序列順位ごとに、面接試験・小論文試験の各平均値の合計値を基準として、1～100位については男性であれば2.5以上が合格、女性であれば3.0以上が合格、101～200位については男性であれば3.0以上が合格、女性であれば3.5以上が合格というように受験者の性別により異なる方法で合否判定を行っていた（「緊急第一次報告書」19頁）。一般入学試験B方式、センター・一般独自併用入学試験、センター利用入学試験のそれぞれの二次試験においても同じような観点から策定された合否判定基準を用いて合否判定を行っていた（「緊急第一次報告書」25、29、33頁）。なお、この合否判定基準は、合否判定について審議する

「一次合格者選考会議」「二次合格者選考会議」及び教授会において、医学部長による説明を行っていたことから、各会議体の構成員は基準の内容を把握していたといえる（「緊急第一次報告書」18、21、25、30、34 頁、「医学部の入学者選抜に係る報告書」4 頁）。

順天堂大学では、このような受験者の属性に対する不公平な取り扱いを行っていたことを認識し、次の事情を背景に、少なくとも 2008（平成 20）年度より性別及び浪人年数によって差異がある合否判定基準を用いていたとしている。1 点目は医学部の一年次の学生が入寮する女子寮の収容能力に制限があり、女性の合格者を抑制的に取り扱う必要性があったこと、2 点目は女性の受験者の面接試験での評価点が男性に比べて相対的に高いという結果を経験的に得ており、男女間の能力の差異を補正するためであったこと、3 点目は入学者選抜の筆記試験の結果が一定の実力に早く到達していると判断できる現役生等の年齢の若い受験者を優秀であると判断し、合格者として選定することには一定の合理性があると考えていたためであったとしている（「医学部の入学者選抜に係る報告書」1 頁、「緊急第一次報告書」51 頁、ヒアリング）。なお、これらの合否判定基準を用いていたことについて、順天堂大学では、「合否判定基準には性差・浪人回数による取り扱いの差異があった」ものの、「留年者数は非常に少なく、入学者のほとんどが 6 年間でストレートに卒業し、かつ、医師国家試験の合格率も約 98%と安定的に高水準を保ってきた」ことから、「医学部の入学者選抜方法は、大学の裁量権の範囲内である」と認識しており、合否判定基準の内容が不適切なものであるという認識は持っていなかった（「医学部の入学者選抜に係る報告書」4 頁）。ただし、文部科学省からの指摘を受けて設置した「学校法人順天堂第三者委員会」からの報告においては、上記のような受験者の属性によって不公平に取り扱っていた事実とともに、「性別等の受験者の属性を基準として合理的理由なく不利益な取扱いをすることは『公正かつ妥当な方法』に基づく入学者選抜にあたるものと解し得ず」、当時の合否判定基準については、「合理的理由があるものと認めることができず、順大の裁量の範囲を逸脱した不適切な取扱いにあたる」と判断する」と報告されている（「緊急第一次報告書」47、53 頁）。

以上のことから、順天堂大学における医学部医学科の入学試験においては、女性の受験者が不利益に取り扱われる合否判定基準を用いることで、男性の受験者を優遇して合格させていたこと、また、受験者に明示することなく、浪人年数によって不利益に取り扱われる合否判定基準を用いて、現役生等の年齢の若い受験者を優遇していたことから、総じて不適切な入学者選抜が行われていたといわざるを得ない。

前回の大学評価申請時に提出した『点検・評価報告書』においては、学生の受け入れ方針として「順天堂大学は（中略）出身校、国籍、性による差別無く優秀な人材を求め、活躍の機会を与える」と定め、「本学では、アドミッション・ポリシー、入学者選抜基本方針の趣旨に基づき、各学部・研究科において学生募集及び入学者選抜を行っている」（『点検・評価報告書』117 頁）と記述していたが、属性による差別を行っていたことから、事実と異なる記述であったといえる。

今回の問題を受け、順天堂大学では、文部科学省からの指摘及び第三者委員会からの指摘を踏まえ、2017（平成 29）年度、2018（平成 30）年度入学試験一次試験にお

いて不利益を被った受験者（115名）に入学検定料を返還し、同年度の入学試験二次試験において不利益を被った受験者（48名）を追加合格とすることとした（追加提出資料2、「本学医学部の平成29年度及び平成30年度入学試験における追加合格者に対する入学意向確認調査の結果並びに平成31年度入学試験における募集人員について」<https://www.juntendo.ac.jp/news/20181228-02.html>）。また、2019（令和元）年度入学試験より、性別・浪人年数による取り扱いの差異を廃止した新たな合否判定基準（以下、新合否判定基準）を策定し、同基準を適用して合格者選抜を実施した（「医学部の入学者選抜に係る報告書」4頁）。

また、2019（令和元）年度の入学試験において面接官が使用した「面接試験評価票」及び面接試験前に実施する面接試験打ち合わせ会で配付した「面接試験打ち合わせ会資料」には、受験者の家族、親族及び親しい知人に医療関係者がいるか否かを確認する欄や面接官にそのような質問を促すような不適切な記載が見られた。これについて、今後修正する予定としていることから、速やかに実施することが期待される（追加提出資料4-1、追加提出資料4-2、ヒアリング）。

## 2 管理運営

順天堂大学では、「順天堂大学医学部入学試験実施規程」を定め、これに基づき、入学者の選抜を行っている。すなわち、「一次合格者選考会議」及び「二次合格者選考会議」において合否判定の審議を行い、その結果を教授会で審議したうえで、学長が確認及び承認して入学者を決定する手続となっている（「医学部の入学者選抜に係る報告書」3頁）。これに沿って、医学部医学科の入学者判定が行われており、前述の合否判定基準についても、「一次合格者選考会議」「二次合格者選考会議」及び教授会において、医学部長が基準の内容を説明していた。しかし、性別及び浪人年数によって取り扱いの差異がある合否判定基準を用いることに対して、会議の出席者から疑義が寄せられたことは無く、それによって、「本学医学部の合否判定基準の適切性が検証されているとの認識」を持っていたことから、医学部の入学者選抜の方法や合否判定基準自体の公正性や適切性を大学として検証することができていなかった（「医学部の入学者選抜に係る報告書」4頁、「緊急第一次報告書」18、21、26、30、34頁）。

順天堂大学では、今回の問題を受けて、性別及び浪人年数による取り扱いの差異を廃止した新たな合否判定基準を策定し、2019（令和元）年度の入学試験を実施した。また、副医学部長を委員長とする「入試検討委員会」を新たに設け、文部科学省が定めた「大学入学者選抜実施要項」及び全国医学部長病院長会議が定めた「大学医学部入学試験制度に関する規範」に則って、選抜方法や選考プロセスの公正性・妥当性を検証することとした。今後は、「入試検討委員会」が当該年度の入学試験の結果について、検証を行い、次年度の入学試験に反映させる予定としている（「医学部の入学者選抜に係る報告書」3、5頁）。

## 3 内部質保証

順天堂大学では、内部質保証に関して、前回の大学評価申請時に提出された『点検・

評価報告書』では、「学校法人順天堂自己点検・評価に関する規程」に基づき、定期的な自己点検・評価活動及び改善・改革に関する取組みを進めるとしていたが（『点検・評価報告書』189頁）、今回の問題を受けて、学生の受け入れの適切性の点検・評価が不十分であったと判断できる（ヒアリング）。さらに、2019（令和元）年度の入学試験において使用した「面接試験評価票」や「面接試験打ち合わせ会資料」の中には、受験者の家族、親族及び親しい知人に医療関係者がいるか否かを確認する欄や面接官にそのような質問を促すような不適切な記載が残されたままであった。今後修正をする予定としているものの、入学者選抜において属性の差異が及ぼす影響について大学としての意識が低く、自己点検・評価が不十分であるといわざるを得ない。今回は医学部の入学者選抜の問題に限定して調査を行ったが、今後は大学として学生の受け入れのあり方を真摯に検討することが期待される（追加提出資料4-1、追加提出資料4-2、ヒアリング）。

このような状況から、順天堂大学では、学部・学科ごとの入学者選抜の公正性の確保が十分でなかったと考えられるが、学生の質を担保すると同時に、入学者選抜の公正性を担保することは根本的に必要な取組みである。そのため、自己点検・評価活動が形骸化した取組みとならないよう配慮し、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明するよう、改めて内部質保証システムの有効性について検討することが求められる。

なお、順天堂大学では、今回の問題を受け、現在設置を検討中の「内部質保証推進組織」を早期に整備し、同組織による各部署のPDCAサイクルを支援する取組みを進めていく予定としている（「医学部の入学者選抜に係る報告書」5頁）。今回の問題を医学部のみの問題とせず、全学的に点検・評価するとともに、新たに設置する「内部質保証推進組織」のもとで質保証に取り組むことが期待される。

以 上



「本調査にあたって参照した資料一覧」

【「医学部医学科の入学者選抜に係る報告書」の根拠資料】

なし

【調査分科会からの依頼で追加提出された資料】

追加提出資料 1	医学部入学試験結果（2015-2019 年度）
追加提出資料 2	2017-2018 年度_試験判定が合格に変わる受験者の人数
追加提出資料 3	補欠合格者数（2014-2018 年度）
追加提出資料 4-1	面接試験評価票
追加提出資料 4-2	面接打ち合わせ会資料
追加提出資料 5	一般入試A方式二次試験 合否判定基準（2017-2018 年度）

【質問事項に対する回答の根拠資料】

なし

【ヒアリング後に調査分科会からの依頼で提出された資料】

なし